

文政・弘化期の朝廷における新清和院の地位

——仁孝天皇との関係を中心に——

佐藤 一希

【要約】 本稿は、文政・弘化期の朝廷における新清和院の地位について、当該期の皇位継承と仁孝天皇の母子関係をめぐめる問題から検討したものである。仁孝生母である典侍勸修寺嫡子は文化期の皇嗣治定時に母の地位を否定され、新清和院（中宮欣子）が「実母」として扱われることが定められていた。文政期の朝廷では、当初は新清和院の所生皇子である高貴宮、次いで、仁孝正配の所生皇子への皇位継承が目指されたが皇子らの相次ぐ早逝により実現せず、天保期に典侍正親町雅子所生の熙宮が皇嗣に冊立される。天保末期に仁孝は讓位の意向を示すが、讓位に伴う新清和院の居所の移動を不孝とする朝廷上層部によって讓位が事実上停止する状況が生じた。その背景には、光格上皇の死去後に、仁孝が新清和院の意向を盾にすることで、宝暦期以来の天皇の母子関係・外戚待遇の原則を覆す形で、自身の生母・外戚の待遇改善を実現させたことの影響が想定される。後桃園天皇の皇女である新清和院は、中宮から皇太后へ転任する近世には例をみない昇進を果たした存在であり、十九世紀前半の天皇家内において、前帝の意思を超越しうる影響力を持った点で、近世の他の女院とは峻別される地位を有した存在であった。

史林 一〇五巻二号 二〇三三年三月

はじめに

近世の天皇・朝廷は、一九七〇年代以降、朝幕関係、朝廷運営などの観点を中心に研究が進められてきた。その中で、近世後期の天皇・朝廷の歴史的位置をめぐっては、高埜利彦氏、藤田覚氏により、寛政・文化期を契機に幕末期に向けて

自立・浮上していくとの評価がなされている。^①その後、十九世紀前半の天皇・朝廷に関する検討は進み、長坂良宏氏は寛政期の尊号一件に代表される朝幕間の軋轢は文化期に一旦解消され、幕末まで継続したわけではないことを指摘した。^②以上を踏まえると、十八世紀後半以降、天皇・朝廷は国家・社会の中で存在感を増していくことが確認される一方、近世一般の幕府による朝廷統制のあり方や朝幕関係の基本的枠組みは少なくとも幕末期まで堅持されていたといえることができる。^③また、この間には、朝廷社会・制度に関する研究も著しく進展し、朝廷機構や公家社会の実態解明が様々な観点から進んできている。^④

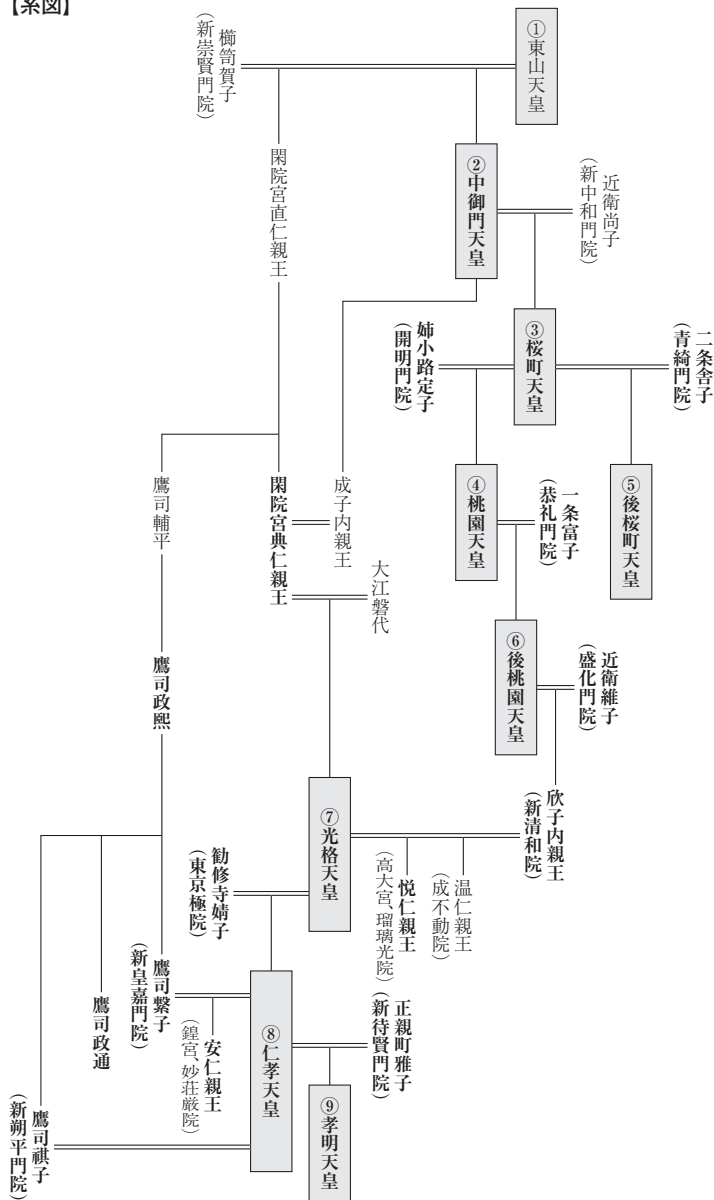
本稿が主として扱う近世後期の天皇に関しては、藤田氏によって、光格・仁孝・孝明の三代天皇を同様の皇統意識を持つ連続した存在と捉える理解が早くから提示されてきた。^⑤だが、氏の研究における天皇の位置づけは、武家側の視座、江戸幕府との関係に立脚した部分が大きく、皇位継承・後宮秩序などの天皇家内独自の論理が働く問題は十分に検討されていない。また、十九世紀以降に関しては、仁孝天皇に関する専論がほとんどない点も課題として残されている。^⑥

近世後期の天皇の特質としては、安永八年（一七七九）の後桃園天皇の死去に伴い閑院宮家から皇位を継承した光格天皇に「傍系」意識に基づく劣等感があり、それが積極的な朝儀再興などの当該期特有の動向の背景にあったことが指摘されている。^⑦こうした光格以後の天皇の存在を考える上で鍵となる人物が、本稿で取り上げる新清和院である。新清和院は、後桃園天皇の皇女欣子として安永八年正月に誕生した。同年十月の後桃園の死に伴い、閑院宮典仁親王の王子祐宮（光格天皇）が後桃園正配の盛化門院（近衛維子）を養母として踐祚することになるが、その際に欣子の将来的な光格への入内も確約したとされる。寛政六年（一七九四）に欣子は入内・立后して光格中宮の地位に上り、文政三年（一八二〇）に皇太后に転任、天保十一年（一八四〇）の光格の死を受けて、翌十二年（一八四一）に女院号宣下を受けて新清和院と称した。光格が皇位を継承したことで、皇統が「閑院宮系」へと移行する中で、新清和院は中御門天皇から後桃園天皇に至る従来の血統をその後の皇統に残す可能性を持ったことから、当時の天皇家にとって重要な存在であった。^{⑧⑨}

一方、天皇家の女性や御所の奥向に勤仕した女官をめぐっては、内親王・女院や後宮の女房・女中の存在形態がそれぞれ明らかにされてきた。^⑩近世の女官の中で、典侍・掌侍は所生皇子が皇位を継承することで天皇生母の立場を得て天皇の家族としての待遇を受ける可能性を有し、女院号宣下を受けて女院となる者もいた。こうした朝廷内の女性に焦点を当てた研究は、奥向の観点から各時期の天皇を捉え直す上で重要な視角を提供する。近年では、各時期の天皇と女院・後宮女房との関係、さらに奥の動向が朝廷運営へ与えた影響などの観点から研究が進みつつある。十七世紀段階を対象とした研究では、將軍家から入内した東福門院の動向を中心に女院御所の構造や奥への影響などが解明された。^⑪また、石田俊氏は、十七世紀後半頃から天皇生母となった後宮女房とその外戚勢力による朝廷政務への関与がなされるようになり、十八世紀中葉の桜町天皇の改革によって外戚が朝廷運営から排除された過程を詳細に明らかにしている。^⑫さらに、上皇不在の宝暦期の朝廷では、桃園天皇の「実母」とされた青綺門院が意思決定に関与した事例も報告されている。^⑬だが、光格天皇即位以降の時期に関しては、皇統をめぐる問題が天皇家内に顕現し、皇統の結節点として女院の存在が重要視されていくことが予想されるにもかかわらず、十八世紀後半以降の女院に関する本格的な検討はほとんどなされていない。

文化期の朝幕関係を論じた長坂良宏氏は、中宮欣子の仙洞御所逗留問題や女房呪詛一件、鷹司政熙の関白辞職をめぐる問題などを検討し、光格天皇が後桜町上皇や新清和院（当時は中宮欣子）の存在を「常に意識し、両者の願いや意向には最大限の配慮・尊重」していたことを指摘している。^⑭また、当該期には皇嗣選定を始めとする皇位継承問題をめぐり新清和院の動向・意思が重要視され、その影響で光格の讓位表明が遅滞する状況にあった。^⑮光格天皇在位期における新清和院の存在とその影響力は無視できないもので、皇位継承や後宮秩序などの天皇家内で発生した問題への対処をめくり天皇の意思を規定しうる要素であったといえよう。だが、新清和院は後桃園天皇以前の血統を有する最後の皇族として弘化期まで朝廷に君臨するものの、文化十四年（一八一七）の光格天皇の讓位以降、仁孝天皇の在位期における動向については具体的な検討を欠いている。

※『系図纂要』1・2（名著出版、1973年）、米田雄介監修・井筒清次編著『天皇家全系図』（河出書房新社、2018年）をもとに作成した。
※天皇名の上の丸数字は即位の順であり、本稿で言及した人物は太字で示した。



さらに、近年進展の著しい武家社会の奥向研究では、將軍家・大名家の「家」における正室・側室（妾）の役割・関係やその変遷が明らかにされてきている。^{①⑥} こうした武家社会の奥向を対象とした研究史は、天皇家の奥向、すなわち女院・後宮女房の問題を考える上でも重要な示唆を与えうる。検討を進めるにあたっては、武家の奥向を対象とする先行研究の論点にも留意したい。

以上を踏まえ、本稿では、仁孝天皇の在位期かつ新清和院が存命の文政・弘化期を主な対象時期として、新清和院が当該期の天皇家・朝廷内でどのような地位を有し、仁孝との関係の上で天皇家内で生じた問題にどのような影響を与えたのか検討する。具体的には、仁孝から次代への皇位継承問題、さらに天皇の母をめぐる女院と後宮女房の関係性の問題を素材に、当該期の新清和院が有した特殊性を、先行研究が注目してきた近世の他の女院と比較しつつ考察する。これにより、近世女院研究の中に新清和院を位置づけるとともに、研究蓄積の薄い仁孝天皇に関する理解をも深化させたいと思う。

なお、本稿の主要な登場人物は、【系図】にまとめたので適宜参照されたい。また、本稿では近世における天皇と女院との間に設定される母子関係が一つの論点を提供する。母の種類に関しては、以下のように定義して用いる。（１）生母・実際の所生である場合、（２）養母・養子関係が設定された場合、（３）実母・生母との母子関係を否定した上で、新たに母子関係が設定された場合。史料中では生母と同義の表現として実母の語が使用される場合もみられる。よって、煩雑さを避けるため、行論中では、実際の所生である場合は一貫して生母の語を用い、（３）の意味で用いる場合は「実母」とカギ括弧つきで表記することとする。

① 高埜利彦「江戸幕府の朝廷支配」（同『近世の朝廷と宗教』吉川弘文館、二〇一四年、初出一九八九年）、藤田寛「寛政期の朝廷と幕府」（同『近世政治史と天皇』吉川弘文館、一九九九年、初出一九八九年）。

② 長坂良宏「文化期の朝廷と幕府」（同『近世の撰家と朝幕関係』吉

川弘文館、二〇一八年、初出二〇一一年）。

③ 山口和夫「天皇・院・朝廷の近世的展開と豊臣政権、江戸幕府」（同『近世日本政治史と朝廷』吉川弘文館、二〇一七年）、田中晩龍「近世の公家社会と幕府」（同『近世の公家社会と幕府』吉川弘文館、二〇二〇年）も同様の理解を示す。

- ④ 久保貴子『近世の朝廷運営』（岩田書院、一九九八年、橋本政宣『近世公家社会の研究』（吉川弘文館、二〇〇二年）、西村慎太郎『近世朝廷社会と地下官人』（吉川弘文館、二〇〇八年）、田中曉龍『近世前期朝幕関係の研究』（吉川弘文館、二〇一一年）、同『近世朝廷の法制と秩序』（山川出版社、二〇一二年）、村和明『近世の朝廷制度と朝幕関係』（東京大学出版会、二〇一三年）、前掲高埜『近世の朝廷と宗教』、松澤克行『近世の公家社会』（『岩波講座日本歴史 近世二』 岩波書店、二〇一四年）、佐藤雄介『近世の朝廷財政と江戸幕府』（東京大学出版会、二〇一六年）、前掲山口『近世日本政治史と朝廷』、前掲長坂『近世の摂家と朝幕関係』、前掲田中『近世の公家社会と幕府』、林大樹『天皇近臣と近世の朝廷』（吉川弘文館、二〇一一年）など。
- ⑤ 藤田覚『幕末の天皇』（講談社、二〇一三年、初出一九九四年）、同『光格天皇』（ミネルヴァ書房、二〇一八年）。
- ⑥ 家近良樹『幕末の朝廷―若き孝明帝と鷹司閔白―』（中央公論新社、二〇〇七年）。
- ⑦ 前掲藤田「寛政期の朝廷と幕府」、前掲同『幕末の天皇』、前掲同『光格天皇』、同『近世天皇論―近世天皇研究の意義と課題―』（清文堂出版、二〇一一年）。
- ⑧ 新清和院の略歴については、『光格天皇実録』第五卷（ゆまに書房、二〇〇六年）を参照した。なお、本稿における人名表記は、初出時に別呼称を示し、行論中では叙述している時期の身位に基づいて表記する。
- ⑨ 近世後期における天皇家の血統転換に起因して生じる問題に関して
- は、以前、天皇家の葬制を素材に検討を行った（拙稿「近世天皇家の葬制の変容と泉涌寺―女院・皇子女死去時の対応を中心に―」『日本史研究』七〇四、二〇二一年）。
- ⑩ 前掲久保『近世の朝廷運営』、同『近世の内親王と女院』（『歴史と地理』六〇〇、二〇〇六年）、同『近世天皇家の女性たち』（『近世の天皇・朝廷研究』二、二〇〇九年）、高橋博『近世の朝廷と女官制度』（吉川弘文館、二〇〇九年）。
- ⑪ 久保貴子『徳川和子』（吉川弘文館、二〇〇八年）、石田俊『霊元天皇の奥と東福門院』（同『近世公武の奥向構造』 吉川弘文館、二〇一一年、初出二〇一一年）、村和明『近世朝廷の制度化と幕府―東福門院和子の御所を中心に―』（『日本史研究』六二八、二〇一四年）。
- ⑫ 石田俊『近世中期の朝廷運営と外戚』（前掲『近世公武の奥向構造』 初出二〇一〇年）、同『近世朝廷における意思決定の構造と展開―「表」と「奥」の関係を中心に―』（同上、初出二〇一四年）。
- ⑬ 渡邊雄俊『青綺門院と宝暦事件―江戸時代における女院研究に寄せて―』（『書陵部紀要』四九、一九九七年）、同『近世の女院について―青綺門院を中心に―』（『近世の天皇・朝廷研究』二、二〇〇九年）。
- ⑭ 前掲長坂「文化期の朝廷と幕府」一五七頁。
- ⑮ この点については、別稿で検討を予定している。
- ⑯ 膨大な研究蓄積があるが、近年の到達点としては、福田千鶴『近世武家社会の奥向構造』（吉川弘文館、二〇一八年）が重要な成果であり、同書の序章が当該分野の研究史を明快に整理している。

第1章 文政・天保期の皇位継承をめぐる動向と新清和院

本章では、文化十四年（一八一七）の仁孝天皇即位以降の皇位継承をめぐる動向、具体的には、文政・天保期における皇位継承構想の展開と仁孝天皇の譲位の意思をめぐる問題について、新清和院の動向を視野に入れて検討する。

第1節 文政期の皇位継承構想

まず、仁孝天皇即位後の天皇家内の状況を確認しておく。文化十年（一八一三）閏十一月、光格天皇は恵仁親王（後の仁孝天皇、生母は典侍勤修寺嫡子^{ただこ}）へ譲位する意向を所司代酒井忠進に表明し、翌年八月に江戸幕閣の認可を受けた。その後、朝幕双方が譲位に向けた準備を進める中、文化十三年（一八一六）に中宮欣子が第二皇子高貴宮を出産するという事態^{あてのみや}が起きる。当時欣子は三十代後半にさしかかっていたことから、比較的高齢での出産であり、寛政十二年（一八〇〇）以降、欣子の懐妊・出産は確認されていないことから、高貴宮の誕生は驚きを以て受け止められた。また、光格の即位は後桃園天皇の皇女である欣子との婚姻関係が前提にあり、従来^①の血統維持を念頭に、欣子の所生皇子を皇嗣とすることが第一に構想されていたという。後宮女房を所生とする恵仁親王への譲位を既定路線としたばかりの朝廷は、高貴宮の処遇という新たな問題に直面したのである。

この際は、既に譲位の準備が朝幕双方で進行していたということもあつたためか、高貴宮の誕生を受けて皇嗣の変更が行われることはなく、恵仁親王が文化十四年三月に仁孝天皇として即位した。だが、文政四年（一八二二）の武家伝奏の日記には、高貴宮を「往々儲皇可及御沙汰、両御所様被思召」とみえる^②。仁孝即位後の朝廷上層部では、欣子所生かつ仁孝実弟である高貴宮への将来的な皇位継承の可能性が想定されていたことが窺える。仁孝自身も、文化四年に関白鷹司政熙より「勿論中宮御実子ニ被相定」旨が武家伝奏へ伝えられ、「中宮為御実子御継体御治定」と中宮欣子の「実子」とす

ることによって皇嗣の地位についていた。^③このように、十九世紀以降に本格化する光格天皇から次代への皇位継承においては、欣子の所生皇子の冊立が最優先とされ、それが不可能な場合は彼女との母子関係の設定が重視されていた。以上を踏まえ、文政期の中宮欣子の身位に関する動向を検討したい。仁孝即位直後の文化十四年九月、中宮欣子への皇太后宣下が朝幕間で議論された。武家伝奏山科忠言の『山科忠言卿伝奏記』文化十四年九月二十五日条を次に示す。

【史料1】^④

一、加賀守江依殿下命御用談之儀有之、（大久保忠真、所代）（一条忠良） 中宮可被転太后之事、先内談於虎間、申達覚書相談如左、

中宮御方 皇太后ニ令昇給事被 仰進之、遅速之儀彼是御沙汰被為有候処、国母之儀厚御孝心難被黙止候、其上当中宮者

仙洞深 思食ニ而准后宣下之後御入内万端厳重ニ被遂行候処、此度 御即位以後 帝王御妻之儘ニ而被経日月候事、甚御残念（後深江上皇）（孝昭）

思食候、加之 帝王御母之訳相定候得者、諸臣為子者之 御教民ニも相及候坎、依之仙洞江も被 仰進候処、目出度被遂行候

様御同事ニ被 思食ニ付、関東御事多御時節ニ候得共被 仰進候、尤御儀式等ニハ不被拘、只御事実を被取計候御沙汰ニ候、

院号定杯之趣、陣儀ニ而本宮饗御下行ニ相及候儀ハ可成丈被略候御沙汰ニ候、右深 思食之趣其許被熟得相調候様宜有御計之

由、別段不及御内談之旨関白殿被命候事、（一条忠良）

【史料1】は、関白一条忠良の命を受け、武家伝奏山科忠言が所司代大久保忠真と内談をした際の覚書である。傍線部では、新清和院をめぐり、帝王（光格上皇）の妻のまま日月を経るのは残念なことで、これに加えて帝王（仁孝天皇）の母としての地位を定めることは「諸臣為子者之 御教民ニも相及候坎」との認識が示された。その上で、所司代に対しては、儀式などに拘ることはせず、「院号定」などにかかる下行もなるべく省略するので、欣子の皇太后への転任を認めてほしいとの旨を伝達している。欣子は入内と同時に中宮立后を経ており、当初から天皇の妻としての最高位にあったが、仁孝

の即位を受け、天皇の母としての最高位にも位置づけられることが構想されていたといえよう。だが、中宮から皇太后へ転任した例は近例になく、当時の朝廷上層部は皇嘉門院・安喜門院など平安・鎌倉時代の事例を先例に願い出を行った。

所司代は安喜門院の事例は中宮から皇后への転任であることから先例の妥当性に疑義を抱き、一時的に交渉は難航したものの年内には江戸幕閣の承認を得た。^⑤最終的に、文政三年（一八二〇）三月に欣子への皇太后宣下は実現する。^⑥中宮から皇太后への転任はおよそ六百年ぶりのことであつた。^⑦こうした異例の対応がなされたのは、仁孝天皇の「実母」としての地位が強調されただけではなく、将来的な皇位継承が構想されていた高貴宮の生母として、実際の所生関係にも基づく天皇実母の地位の確立が目指されていたためと思われる。

このように文政初年に仁孝天皇・高貴宮の母として皇太后欣子の地位が確立したが、実弟である高貴宮への皇位継承が構想される中で、仁孝の正配・皇子はどのように遇されたのだろうか。文政三年正月、仁孝正配である女御鷹司繫子^{たかすけ}の懐妊が判明し、五月には皇子^{おきのみ}鐔宮（安仁親王^{しうじん}）が誕生した。^⑧近世に天皇正配に第一皇子が誕生した際には、直後に親王宣下が行われ儲君に治定されることが一般的であつたが、そのような対応は確認できず、これも高貴宮への皇位禪譲が構想されていたことの傍証となろう。一方、女御繫子は皇子誕生に伴い准后宣下を受けている。即位当初より靈元天皇が即位するまでの中継ぎとされていた十七世紀の後西天皇の事例では、^⑨正配である女御明子に皇子が誕生した際は准后に昇進していない。この事例を踏まえると、女御繫子への対応からは、仁孝が必ずしも中継ぎの天皇として明確に位置づけられていたわけではないことが窺える。光格の次代として正統な立場にありつつも、後桃園天皇以前の血統を維持すべき点から将来的な高貴宮の皇嗣冊立が高い可能性を以て構想されていた、と考えるべきであろう。

だが、翌文政四年二月に高貴宮は死去し、仁孝天皇の第一皇子である安仁親王までもが同年六月に死去してしまう。この間の安仁親王については、女御繫子の実兄である左大臣鷹司政通の日記に、「安仁親王^{今上第一皇子母准后從三位繫子余妹}」^{文政三年五月十六日降誕}、^⑩皇嗣第一皇子、衆民惜処也」とみえることから、高貴宮の死去後には皇位継承者第一の地位にあったことが窺える。可惜

以上のように、文政初年には中宮欣子所生の高貴宮への皇位継承が第一に想定され、次点には仁孝天皇の第一皇子の安仁親王が想定されていたが、皇子の死去が相次いだことで継承順位がめまぐるしく変わる状況にあった。だが、最終的に当時の天皇家に存在した皇子は、文政六年（一八三三）までに全て死去してしまい、加えて仁孝天皇の正配繫子までもが同年四月に死去するに至る。文政期は新清和院の天皇母としての地位が、皇太后としてより強固なものとして確立する一方、相次ぐ皇子・女御の死を受けて、皇統をめぐる危機的状況が再度天皇家内に顕現した時期であった。

第2節 天保期における黒宮の皇嗣冊立

文政初年の相次ぐ皇族の死を受け、光格上皇は死去した女御繫子の実妹鷹司やすこ禊子を仁孝天皇の後室として入内させる方針を打ち出す。だが天保前期に至るまで、女御禊子（文政十三年（一八三〇）に准后宣下）には、皇女一名（早逝）を除き皇子女が生誕することはなかった。一方、後宮女房には典侍正親町雅子なほこに皇子三名（一名は早逝）、典侍甘露寺妍子きよこに皇子一名（早逝）、皇女四名（三名早逝）と皇子女の誕生が相次いだ。^⑪そして、天保六年（一八三五）になると、典侍雅子所生の皇子熙宮じろのみや（統仁親王むすむす、後の孝明天皇）を皇嗣に冊立する動きが起こる。当時議奏を務めた広橋光成の『議奏御用光成記』天保六年五月二十日条を次に示す。

【史料2】^⑫

二十日、勅問衆（武官に奏議衆）并両役各相揃之間、其旨殿下へ申入了、殿下被命云、両役相揃可参于八景間者、相役申示武伝（宣露寺司長、徳大寺重忠）以非藏人相招申示、則一統参八景間、殿下尋常御座、両役東上南面列候各間内也、熙宮追々御生長、依之可為准后御養子、尤御実子御同様之思召候、被定儲君来八・九月之間立親王宣下、從仙洞被仰進、從准后モ被仰上候、右両役所存被尋下候、且准后御同居可被為在、但親王宣下後之頃迄御同居、花御殿へ被為移候、御日限追而被仰出、一位以下一統無所存恐悦之旨申入、於無所存者勅問人々可被問所存候、

【史料2】の傍線部からは、熙宮を准后祺子の養子、但し「実子同様之思召」として、儲君に治定する意向が光格上皇より伝えられ、准后祺子の同意の下でそのように治定したことがわかる。このように仁孝天皇の次代に即位する皇嗣の冊立は光格上皇の主導で進められた。なおこの過程において、新清和院の何らかの意向が意思決定に関与したことは確認することができない。だが、祺子の地位が「実母」ではなく、原則としては養母であり、その上で統仁親王を「実子同様」にする点とは扱われた点は、仁孝天皇「実母」としての新清和院との差別化が意識されており興味深い。

また、熙宮と准后祺子との同居は「親王宣下後之頃迄」とされ、その後に花御殿（東宮御殿）へ移徙することが内定している。この措置は、文化期に中宮欣子と恵仁親王の同居をめくり生じた問題が想起され、事前に一定の同居期間が設定されたものと思われる。以上の内容は所司代を介した江戸幕閣への内慮伺いを経て認可され、熙宮は同年九月に親王宣下を受け、統仁親王として皇嗣の地位に上った。¹⁵その後、祺子との関係性の悪化を窺わせるような状況は史料上確認できず、両者の同居は最終的に天保八年十月まで続いている。¹⁶その後、天保十一（一八四〇）年三月の立太子、同十五年（一八四四）の元服を経て、統仁親王の皇嗣としての地位は天保末期に確立した。¹⁷

第3節 天保末期における仁孝天皇の讓位表明とその断念

統仁親王の立太子・元服が完了した段階で、仁孝天皇は関白鷹司政通へ讓位の意向を内々に表明していた。武家伝奏日野資愛の日記には「殿下（鷹司政通）昨日同役被命、昨日被申伝、文化十年後十一月二日一件手続、六条有庸卿記拔書殿下へ進入了」とある。¹⁸文化十年閏十一月二日は光格讓位の意向が所司代酒井忠進へ表明された日で、『有庸卿記』同日条には、讓位表明の経緯・手続きに関する記事が確認できる。¹⁹天保十五年五月段階で、関白・武家伝奏間では光格天皇の讓位表明手

続きの先例が確認されており、仁孝の譲位を見据えた準備が始まっていた。そのような状況下で、同年十月、関白と東坊城聡長の間で仁孝譲位をめぐる密議がなされた。²⁰⁾『東坊城聡長日記』天保十五年十月三十日条を次に示す。

【史料3】²¹⁾

参于関白殿、^{〔関白政通〕}（中略）^①此序有御密談、主上御譲国之叡慮、従去夏頃有 仰、東宮追々御成長殊御岐嶷御登極雖可然、於御受禪ハ院御所御修復准后御随従、然上ハ女院當時御在所可被移于他、万一被移候儀女院思召有之時ハ、主上御間柄之处如何哉、主上御平日御至孝之处モ損候様相成至于玆深可遠慮处者也、仍先此儘御在位、以御譲位之用途、東宮御在所被広御附米被増、禁中御庭モ被広、春秋御遊宴被為在候様可被計申哉、内密之御談也、予申云、女院御間柄平日心中窺所存也、主上御至孝何居候得共、又於女院ハ叡慮之通ニモ不被思召、遺憾此事二候、御譲国被為在候上、自然御不孝之聞出来候テハ、実ニ背叡慮候事故、主上長御在位ハ御苦勞恐入候得共、先此儘御在位被為在候方、大義ニモ相叶候歟、東宮御在所改御造立之事、強可有御沙汰于武家申入了、（後略）^{〔後略〕}

【史料3】によると、仁孝天皇の譲位の叡慮は「去夏頃」から伝えられており、関白鷹司政通は統仁親王も成長しているため譲位を然るべきとする。しかし、受禪のためには仙洞御所を修復する必要がある、准后鷹司禊子も仙洞御所北方の女院御所に移徙することになるが、そのためには、現在同所に居住している新清和院の居所を他に移す必要があるため、²²⁾新清和院が居所の移動を忌避する意向を持っているのであれば、主上の孝道が損なわれる恐れがあるため遠慮すべきでないかとしている（傍線部①）。

これに対して、東坊城聡長は新清和院と仁孝天皇との関係については日頃から心中を窺っていたところ、仁孝の女院への「御至孝」は窺えるものの、女院は仁孝の気持ちを理解しておらず遺憾である、との認識を示した。その上で、女院に居所の移動を強いることで、譲位を不孝とする風聞が出てしまうと、仁孝の女院への孝道を無下にするようになるため、

長期の在位は「御苦勞」であるが、引き続き在位することが「大義」になるはずである、と返答した(傍線部②)。

両者の考えは、今すぐに譲位を行うことは、仁孝天皇の清和院に対する不孝として認識される恐れがあるため避けるべきである、との点で一致している。また、熙宮の皇嗣治定時に清和院の関与が確認できないことを踏まえると、実父である光格上皇が健在である段階では、天皇家内で「実母」である清和院が影響力を行使する機会は限られていたといえる。だが、光格の死去に伴う上皇の不在の状況下では、清和院が仁孝にとって「御至孝」を果たすべき唯一の存在となったことで仁孝の譲位問題に大きな影響を与えた。この時期以降、仁孝譲位をめぐる動きは朝廷上層部で確認できなくなる。ここからは、東坊城の意見を容れた関白鷹司政通が譲位を思いとどまらせるべく仁孝へ進言を行ったことが推察されよう。

この事例については、藤田覚氏が近世の皇位継承の特質を述べる中で、「譲位には、幕府との関係だけではなく、朝廷内の関係からも、天皇の自由にならないこと」があり、こうした状況を公家が「御苦勞」と認識していたとして、朝廷内部の事情が皇位継承に影響を与えた一事例として位置づけている^②。だが、女院への不孝となることを危惧した一連の措置は、言い換えれば、女院が死去しない限り譲位が実現できないという事実上の譲位の否定を意味する。このような状況は近世一般の天皇と女院との関係からみても極めて特異なもので、近世の皇位継承のあり方の一環として一般化できる性格ではない。あくまで清和院と仁孝天皇との関係に基づく当該期特有の事象として位置づけるのが適当であろう。このように事実上の譲位の否定という現象が生じていた天保末期に、その要因であった清和院は天皇家の中でのどのような存在として認識されていたのだろうか。次章以降では、近世の天皇と女院の間に設定された母子関係の観点から、当該期の清和院について検討を進めたい。

① 前掲久保『近世の朝廷運営』二二二―二二四頁。

② 『山科忠言卿伝奏記』七、文政四年二月八日条(宮内庁書陵部所蔵)。

③ 『伊光記』五、文化四年六月十七日条(東京大学史料編纂所架蔵謄写本)、『忠良公記』一八、文化四年七月十八日条(東京大学史料編纂所蔵謄写本)。

所架蔵謄写本、同「所蔵史料目録データベース」を使用）。

- ④ 『山科忠言卿伝奏記』四、文化十四年九月二十五日条。なお、本稿で史料を引用する際には、開字は一字空け、平出は二字空けで示す。また、傍線・傍注はいずれも筆者によるものである。

- ⑤ 『山科忠言卿伝奏記』四、文化十四年十一月二十三日、十二月十七日条。

- ⑥ 『鷹司政通記』一四、文政三年三月七日条（宮内庁書陵部所蔵）。

- ⑦ 近世以前に中宮から皇太后に転任した例としては、十四世紀の後醍醐天皇の正配である西園寺禪子の事例があるが、南朝の事例であるためか言及されていない。

- ⑧ 『鷹司政通記』一四、文政三年正月二十一日条、同一五、文政三年五月十六日条。

- ⑨ 後西天皇の即位・讓位に関する政治的動向については、野村玄「日本近世国家の確立と天皇」（清文堂出版、二〇〇六年）を参照。

- ⑩ 『鷹司政通記』一七、文政四年六月九日条。

- ⑪ 『仁孝天皇実録』第三卷（ゆまに書房、二〇〇六年）一五三―一三七、一五三―一六三頁。

- ⑫ 『議奏御用光成記』天保六年五月二十日条（宮内庁書陵部所蔵写本）。

- ⑬ 『伊光記』六、文化五年六月二十八日、閏六月三日条。

- ⑭ 『議奏御用光成記』天保六年六月二十一日条。

- ⑮ 『東坊城聡長日記』三二、天保六年九月十八日条（宮内庁書陵部所蔵）。

第2章 近世天皇・女院の母子関係と「実母」・外戚

前章で確認したように、光格上皇の死去後、新清和院は仁孝天皇の讓位、すなわち皇位継承そのものに影響を与えうる存在であった。こうした新清和院の地位を考える視角として、天皇と女院の母子関係を取り上げたい。本章では、近世天

藏。

- ⑬ 『御内儀日記』天保八年十月十六・二十六日条（『孝明天皇紀』第一、平安神宮、一九六七）。

- ⑭ 『新訂増補国史大系 公卿補任』第五篇（吉川弘文館、一九八九年）。

- ⑮ 『公武御用日記』一四、天保十五年五月二十七日条（国立公文書館内閣文庫所蔵写本、同「デジタルアーカイブ」を使用）。

- ⑯ 『有庸卿記 公武御用日記』四、文化十年閏十一月二日条（東北大学附属図書館狩野文庫所蔵）。

- ⑰ 東坊城聡長が当時朝廷運営に直接的に携わる役職に就いていないにもかかわらず、関白鷹司政通と讓位に関する重要案件を密談しているのは、彼が鷹司政通の側近的な立場として私的関係性を築いていたとの指摘が参考になろう（前掲家近「幕末の朝廷」）。

- ⑱ 『東坊城聡長日記』四二、天保十五年十月三十日条。

- ⑲ 天保十一年の光格上皇の死去により、仙洞御所は居住者がいない状況が続いていたが、その北方に位置する女院御所には新清和院が依然として居住していた。仁孝天皇が讓位して仙洞御所へ移徙することになると、仁孝正配である禪子の居所も女院御所へ移るため、押し出される形となる新清和院の居所が問題とならざるを得ない。

- ⑳ 藤田寛「近世の皇位継承―（歴史学研究会編『天皇はいかに受け継がれたか―天皇の身体と皇位継承―』續文堂出版、二〇一九年）。

【表】 天皇生母となった後宮女房の待遇

名前	女院号	所生	位階(最終)	女院号の有無・宣下時期	准後の有無・宣下時期	所生天皇との母子関係	被葬寺院
園光子	壬生院	後光明天皇	従三位	○(後光明天皇死去時)	○(後光明天皇死去時)	△(東福門院が養母)	泉涌寺
園国子	新広義門院	靈元天皇	従三位	○(死去時)	○(死去時)	△(東福門院が養母)	泉涌寺
櫛笥隆子	逢春門院	後西天皇	従三位	○(死去時)	○(死去時)	△(東福門院が養母)	泉涌寺
松木宗子	敬法門院	東山天皇	従三位	○(落飾時)	○(東山天皇即位後)	○	清浄華院
櫛笥賀子	新崇賢門院	中御門天皇	従二位(追贈)	○(死去翌年に追贈)	○(死去直後に追贈)	○	廬山寺
姉小路定子	開明門院	桃園天皇	従三位(桃園天皇即位後)	○(落飾時)	×	×(青綺門院が「実母」)	清浄華院
勅修寺嫡子	東京極院	仁孝天皇	従三位(光格天皇死去後)	○(死去翌年に追贈)	○(死去翌年に追贈)	×(新清和院が「実母」)	泉涌寺別院雲龍院
正親町雅子	新待賢門院	孝明天皇	従三位	○(落飾時)	○(落飾時)	△(新朔平門院が養母、但し「実母同様」とされる)	泉涌寺

皇とその母との関係を類型化し、さらに天皇生母となった後宮女房との関係の中で、天皇「実母」と外戚の地位が近世にどのように確立したのか検討する。

第1節 近世天皇・女院の母子関係の設定

まず、近世の天皇が母との関係性をどのようにに設定されたのか確認する。十六世紀末、近衛前子(中和門院)が女御として後陽成天皇に入内したことで女御制度が復活した^①。以後、天皇の正配は將軍家を出自とする徳川和子(東福門院)、天皇皇女である欣子内親王(新清和院)を例外として、十七世紀以降は摂関家・親王家の息女が女御として入内することが通例化する。一方、当然のことながら正配に皇嗣となる皇子が誕生するとは限らない。実際に後宮女房の所生皇子が皇位を継承することは多く、そのような場合は、新たに即位した天皇と前帝の正配、さらに自らの生母との母子関係をその都度設定する必要があった。正配の所生皇子が皇位を継承した場合こうした問題が生じる余地はないが、後宮女房が生母となった場合、母子関係の設定には事例ごとに差異が生じている。

【表】は、女御制度の復活以後、十七～十九世紀において天皇生母となった後宮女房の待遇と自身の所生である天皇との母子関係を整理したものである。ここからは、後宮女房が天皇生母となった際には、(i) 前帝の正配が天皇と母子関係を結ばず、生母である後宮女房が実母とされる場合（敬法門院・新崇賢門院）、(ii) 前帝の天皇正配が養母とされるものの、生母である後宮女房の母としての立場は維持される場合（壬生院・新広義門院・逢春門院・新待賢門院^②）、(iii) 前帝の正配が「実母」とされ、生母である後宮女房が母としての地位を否定される場合（開明門院・東京極院）の三種類の対応がなされていたことがわかる。

すなわち、前帝の正配が天皇「実母」とされ、生母の母としての立場が完全に否定されたのは、桃園天皇の生母である姉小路定子（開明門院）と仁孝天皇の生母である勸修寺嫡子（東京極院）のみであった。桃園天皇の母をめぐって、前帝桜町天皇の正配である二条舎子（青綺門院）が「実母」とされたことについては、外戚を朝廷運営から排除するためとする石田俊氏の指摘がある^③。だが、このような母子関係がその後の朝廷内でどのように定着していったのだろうか。また、母としての地位が否定された後宮女房は女官制度の中に組み込まれていくことが指摘されているものの、その待遇をめぐる問題に関しては十分に検討されていない。

実際に姉小路定子は実子である桃園天皇の即位を受けて、従三位に昇進しており、准后には至っていないものの生母であることを理由に女院号宣下を受け、幕府からの米進上が実現している^④。その一方、勸修寺嫡子は晩年まで従三位への昇進が控えられていたが、その死後には准后が贈られており、外戚への追贈も行われている。このことから、久保貴子氏は近世の「実母」関係を「青綺門院―桃園天皇の親子関係ほど、新清和院―仁孝天皇の親子関係が厳密ではなかった」と評価している^⑤。しかし、これは贈位のみを根拠とした説明であり、何故嫡子への贈准后と外戚への追贈が実現した一方で、定子の場合は実現しなかったのかなど、両者の待遇や昇進のタイミングに相違が生じた要因は不明といえる。こうした観点は、「実母」である青綺門院・新清和院の朝廷における地位を検討する上でも有効であり、両者の比較の上で考える必

要があろう。

第2節 宝暦期における天皇「実母」・外戚の地位の確立——青綺門院・開明門院をめぐる——

本節では、近世に初めて所生である天皇との母子関係が明確に否定された宝暦期の女院（青綺門院・開明門院）を対象に天皇「実母」と外戚の地位の確立について検討する。この点は、仁孝天皇と新清和院の関係を検討する上でも重要な前提となる。

宝暦期の女院制度・母子関係の変化については、久保氏により基礎的事実が解明され、そこでは桃園天皇の皇嗣治定時に青綺門院を桃園の「実母」に設定したことが指摘されているが、なぜ養母としなかったのかという点は不明としている。^⑥近世の天皇外戚は、天皇の生母が正配である場合は、摂関家もしくは親王家となる例がほとんどだが、それ以外の場合は後宮女房の里元である堂上公家が外戚として扱われる。十七世紀中葉には後光明天皇・後西天皇・靈元天皇と後宮女房を生母に持つ天皇（いずれも養母は東福門院）が三名在位したが、外戚に対する待遇は、いずれも外祖父が死後に左大臣が追贈されるのみで、朝廷運営への関与は先行研究でも指摘されていない。一方、十七世紀後半から十八世紀前半にかけては、東山天皇・中御門天皇の両名が後宮女房を生母としており、その外戚は生前から内大臣まで昇進し、朝廷内の職制の枠組み外で朝廷運営における意思決定に干渉していたことが指摘されている。^⑦こうした状況の中、延享期に桜町天皇の改革によって正配が「実母」に設定され、外戚の朝廷運営への干渉が阻まれた。だが、この際に設定された原則は必ずしも確立したとは言いがたく、宝暦期の朝廷では、天皇生母・外戚の待遇改善に関わる動きが依然として確認できる。

次に示すのは、柳原家旧蔵本に残る『宝暦四年外戚一件』と題された記録の宝暦四年（一七五四）三月十九日条である。当該期には柳原光綱が武家伝奏を務めており、その関連で柳原家においてまとめられたものと思われる。

【史料4】^⑧

十九日、於^{(一)各道}宮中摂政殿密々被命云、姉小路故宰相実武朝臣者 当今之御外祖之儀贈官之事 御幼年之中二御沙汰有之^(可)然候、此儀二条殿右府江も去年内談、九条内府^(前)も密談有之候処、二条殿不幸故、相談不及落着、乍然摂政之儀中二何とも左様之御沙汰無之候而者如何候間、猶又左府江被申談、内府・左大将^(近)も同意治定之上二而、女院思召をも可被相窺候、此段兼而被申上候ハ、光綱彼御所江参上可申上候事、又候命云、右之通実武朝臣贈官も有之候二付而者、大典侍御実母之儀之間、准后 宣下御沙汰有之可然候哉、若不図関東より心付申来候様二而者、御所向之御心付無之候様二相聞候ハ、一列へ被申談 思召をも可被相窺候得共、此儀者 女院思召二而御沙汰申談承候而一列へも談候、旁可宜坎、御密々右之趣小督迄可申候、乍然右准后之儀も摂政より被相窺候而、可宜趣候ハ、其通可被有御取斗候、是又女御入内候而も大典侍准后 宣下無之間、女御上座候、准后二候得者女御下座被致、左様之処も乍被存知、態被滞節不被附心其通二被差出、女御を上座二被着候様二相聞候而も気毒二候、
(後略)

【史料4】によると、宝暦三年（一七五三）に桃園天皇の生母である姉小路定子の実父実武への贈官が評議され、摂政一条道香が摂家衆と密談したが、青綺門院の里元である二条家の当主宗基の急死もあり落着しなかったという。だが、贈官がないことを道香は依然不審としたため、武家伝奏柳原光綱へ女院御所に参上して青綺門院の意向を確認するように命じた。これに加えて、道香は定子への准后宣下もなされるべきであるとして、その手続きを進める場合、摂家衆へ話をした上で青綺門院の意向を聞く形をとるべきか、あるいは青綺門院の意向を聞いた上で摂家衆へ話す形をとるべきか、それとも青綺門院へは自身から伺いを立てるべきなのか、その手続きについて、小督局（青綺門院付の女房）を通じて確認するよう求めている。こうした動向が生じた背景には、桃園天皇の女御である一条富子（恭礼門院）の入内後も、定子が依然として桃園天皇后宮の大典侍の地位にあり、席次の面で下座となることが憂慮されていたためであった。^⑨

このように、宝暦期には桃園天皇と摂政一条道香によって、自身の生母・外戚の待遇改善が構想され、その実現のためには「実母」青綺門院による承認と働きかけという形式をとることが重要視されていたことがわかる。その後、柳原光綱は女院御所に参上し、小督局へ謁見して准后宣下に関する道香の意向を伝える。だが、その後青綺門院の召しを受けた光綱へは、天皇生母・外戚の地位に関する生前の桜町天皇の叡慮を遵守すべき旨が伝えられ、翌日には道香へも伝達された。この一件の結末が窺える『宝暦四年外戚一件』宝暦四年四月一日条を次に示す。

【史料5】⁽¹²⁾

一日、^(一)攝政被命候趣注左、

此間御返事之趣委細被承存候□、延享二年十月二日武家伝奏^(二)通親胤卿^(三)兩人ニ而故兼香公へ被仰下候、故院思召ニ御実母方江ハ御外

戚ニハ不可被立事被申儀有之候趣、摂政ニ不被存知候、尤兼香公之書留にては無之故、先頃之通密々被申上候事御返事之趣二付、

今度久我・葉室へ被尋合候処、延享二年備後守江達有之候、(中略)

主上女院御養子之事武辺へ申達候儀、延享二年十月二日通兄・葉室前大納言、牧野備後守宅江行向候席、物語申候而、覚書相渡候、

其覚書之趣如左候、

今年中^(四)八穗宮御方可有御着袴可有候、就夫依^(五)思食にて^(六)准后御養子ニ可被仰出御沙汰候、末々迄も万端御実子ニ不相替、二

条家は御外戚家と被立候而、御実母方はハ御外戚ニハ不被立^(七)思食二候、

【史料5】は、柳原光綱が摂政一条道香へ青綺門院の意向を伝えたことを受けた道香の返答部分である。桜町上皇の意向としては「御実母方江ハ御外戚ニハ不可被立事」があったが、道香はその旨を知らず、延享期に閑白を務めていた一条兼香(道香実父)の記録にもみえないため、当時武家伝奏を務めていた久我家・葉室家へ問い合わせたという。その結果、

延享二年（一七四五）に所司代牧野貞通に対して、武家伝奏より達しがあったことが判明した^⑬。中略部分以降には、延享二年に所司代へ伝えられた覚書が留められており、桃園天皇は青綺門院の養子だが「末々迄も万端御実子二不相替」とされ、姉小路家は「外戚ニハ不被立」旨が幕府へ伝えられていたことが明らかとなる。延享期に設定された桃園と青綺門院の関係性は、実子と変わらない待遇がなされる点で通常の養子関係と異なるものと認識されており、それによって姉小路家の外戚の立場は否定され、二条家を外戚とすることが朝幕間で共有されていた。だが、こうした「実母」・生母・外戚をめぐる扱いについては、幕府側も正式に認識できていなかったようである^⑭。

ここまでみてきたように、宝暦期には、摂政一条道香の主導によって、桃園天皇の生母・外戚の待遇改善が桃園「実母」青綺門院の意向を盾とすることで進められる可能性があった。だが、青綺門院を通じて桜町天皇の配慮が再確認されたことでそれらが実現することはなかった。その後、桃園の死去後に、姉小路定子は後桜町天皇の格別の思召により女院号宣下を受けたが、后位を得ることや外戚への追贈は実現していない。以上からは、延享期に定められた桃園天皇と青綺門院の「実母」関係は、必ずしも当時の朝廷内の共通認識として定着しておらず、宝暦期の一件を経て天皇生母・外戚の地位は確立したといえることができる。一方、生母・外戚の待遇改善という点では、仁孝天皇の生母である東京極院への贈准后と外祖父への追贈が天保期に実現している。宝暦期の先例がある中で、仁孝はいかなる論理を以て、生母・外戚の待遇改善を実現したのだろうか。次章では、これらの検討を行うとともに、その際に新清和院が果たした役割に注目したい。

① 前掲久保『近世の朝廷運営』四四頁。

② 前章でみたように、天保期に統仁親王（孝明天皇）は仁孝天皇の正配である鷹司祺子（新朔平門院）を「養母」、但し「実母同様」として皇嗣の地位に上った。この点から、新待賢門院の分類は（ii）と（iii）の中間といえ、明確な区別が難しいが、史料上は養母であること

とが明示されているため、便宜的に（ii）に分類した。彼女の位置づけについてはさらなる後考を待ちたい。

③ 前掲石田「近世朝廷における意思決定の構造と展開」一四五頁。

④ 母の地位を否定された開明門院の待遇に関しては、前掲久保『近世の朝廷運営』二〇一～二〇六、二二七～二二〇頁を参照。

- ⑤ 前掲久保『近世の朝廷運営』二七一頁。
- ⑥ 前掲久保『近世の朝廷運営』二〇一・二〇二頁。
- ⑦ 石田俊「元禄期の朝幕関係と綱吉政権」前掲『近世公武の奥向構造』初出二〇〇八年、前掲同『近世中期の朝廷運営と外戚』。
- ⑧ 『宝暦四年外戚贈官一件』宝暦四年三月十九日条（西尾市岩瀬文庫所蔵）。
- ⑨ 近世後宮の構造や女房・女官の存在形態については、前掲高橋『近世の朝廷と女官制度』を参照。
- ⑩ 『宝暦四年外戚贈官一件』宝暦四年三月二十二日条。
- ⑪ 『宝暦四年外戚贈官一件』宝暦四年三月二十八・二十九日条。
- ⑫ 『宝暦四年外戚贈官一件』宝暦四年四月一日条。
- ⑬ 武家伝奏久我通兄の日記からも確認することができる（『通兄公記』第七、延享二年十月五日条、続群書類従編集会、二〇〇一年）。
- ⑭ 『広橋兼胤公武御用日記』六、宝暦五年八月二十九日条（東京大学出版会、二〇〇一年）。
- ⑮ 前掲久保『近世の朝廷運営』二一八頁。

第3章 天保・弘化期における新清和院の地位

新清和院の女院としての特殊性は、①仁孝天皇の「実母」と設定されたこと、②後桃園天皇以前の血統を有し、二度の立后を経て中宮、次いで皇太后の地位に上った唯一の存在であること、の二点に集約される。また、地下官人である勢多章甫の記した「思ひの儘の記」には、新清和院に尊号宣下がなされる可能性があったとの記事が確認できる。^①史料の性格からこれがどれほど現実味を持つものであったのかは定かでないが、皇女身位ではあるものの、天皇の正配へ尊号が送られる可能性が取り沙汰されていること自体が異例といえよう。以上を前提に、本章では、天保期に仁孝天皇の生母・外戚の待遇改善が実現した過程で新清和院が果たした役割を検討し、前章でみた青綺門院との比較を行いつつ、新清和院の地位の特質について考察する。

第1節 天保期における天皇「生母」・外戚の待遇変化と新清和院

第1章で検討した仁孝天皇の新清和院への「孝道」という論点を踏まえ、まずは天保期の朝廷における忠孝・孝道に関する動向を確認しておきたい。当該期の著名な政策としては朝覲行幸の再興が知られている。朝覲行幸は天皇が年始に実

父母へ拝礼するために行う行幸である。慶安期以降断絶したが、文政期に再興の気運が高まり、天保期に幕府の財政支出による再興が決定した。結果的に光格上皇の死去により実現しなかったが、一連の動向は仁孝から実父光格への孝道思想の表れと評価されている。^②また、当時の幕閣が新規の財政支出を認めた背景には、朝廷へ將軍家の官位上昇を求める動きがあったとされ、先例にない將軍徳川家斉の太政大臣就任やその実父一橋治斉の官位昇進などが実現している。^③このように、天保期には朝幕双方で実父母への孝道を重視して待遇改善を図る動きが見て取れる。^④仁孝の讓位表明が事実上停止した理由に、新清和院に居所の移動を強いることを不孝と見做す思惟様式があったことには、こうした天保期の朝幕に共通する時代風潮との関連も想定できよう。

また、同時期の天皇母をめぐることは、仁孝天皇の生母である勸修寺嫡子の葬送儀礼に関する動向を以前指摘した。^⑤天保十四年（一八四三）に嫡子が死去した際、仁孝は泉涌寺を嫡子の被葬寺院とする意向を示す。当時は泉涌寺方丈が焼失していたため、別院雲龍院が被葬寺院とされたものの、天皇生母として女院に上った後宮女房が泉涌寺へ葬送されたのは貞享期以来のことで、天皇家の葬制上の大きな転換であった。正配ではない天皇生母を死後の空間でも天皇家の範疇に位置づけようとする志向性は、光格天皇から次代への皇位継承において、新清和院の所生皇子を皇嗣に冊立できなかったこと（後桃園天皇以前の血統維持の断念）、さらに、文政期に光格以降の天皇と血縁的に近い鷹司家から仁孝の後室を選定し、その所生皇子による皇嗣冊立が目指されるも果たせなかったこと、以上の二点を前提とする仁孝の傍系意識が、自身の生母の地位向上という形で反映されたものと評価できる。このように、当該期には皇統意識の側面でも、仁孝が自らの生母待遇を改善していかうとする志向性が看取されるのである。

これらを念頭に、勸修寺嫡子の待遇改善に関する動向を検討する。新清和院が仁孝天皇の「実母」とされたことで、仁孝と嫡子の関係は桃園天皇と姉小路定子（開明門院）の母子関係同様に否定されていた。さらに、嫡子は光格上皇が死去するまで仙洞御所の奥に勤仕していたとされるが、文化期の従四位昇進以降、叙位が確認できなくなる。女官に対する叙

【史料6】

「〔包紙〕^{（勅修寺）} 嫡子從三位宣下之状」

從四位下藤原朝臣嫡子

右可從三位

中務、慈愛内深、淑儀外充、^{（金格上忌）}先朝

有敕、其實難表、^{（新清和院）}太后有令、其旨

甚厚、宜加階級式示殊恩、可依

前件、主者施行、

^{（天皇御璽）}天保十三年十二月一日

二品行中務卿^{（宣稱）}韶仁親王

正四位下行中務大輔臣卜部朝臣行學

正四位下行中務少輔臣藤原朝臣隨資

宣奉行

（以下公卿二十名省略）

制書如右、請奉

制附外施行、謹言、

^{（天皇御璽）}天保十三年十二月一日

制可

月辰時正四位下行大外記兼掃部頭助教中原朝臣師德^{（神人路）}

左中辨愛長^{（宣稱）}

關白太政大臣從一位朝臣^{（廣司政通）}

（以下公卿六名省略）

告從三位藤原嫡子奉、

制書如右符至奉行

正五位下行式部少輔兼備前守義脩^{（致廣司家諸大志）}

大錄常久

少錄

少錄

^{（天皇御璽）}天保十三年十二月一日

位は寛保三年（一七四三）に再興され、平行して母としての立場が否定された天皇生母が女官制度に組み込まれていくことが指摘されているが、その象徴的な立場であった定子ですら、桃園の即位を受けて従三位に昇進している。^⑦このことを踏まえると、仁孝の即位時に同様の対応がとられず、その後も昇進が長期的に停止されていた靖子をめぐる状況は異例といえよう。だが、光格死後の天保十三年（一八四二）以降になると、靖子の昇進が再度確認できるようになる。^⑧【史料6】として、京都大学総合博物館所蔵の勸修寺家文書に残されている勸修寺靖子への従三位宣下位記の原史料【写真】と翻刻を示した（前頁）。

【史料6】で、勸修寺靖子への従三位宣下の経緯は、「先朝」（光格上皇）の勅があったため、仁孝天皇は位階昇進の意思を表しがたい状況にあったが、今回は「太后」（新清和院）の令があり、その意向も厚いためと説明される（傍線部）。先例となる姉小路定子が従三位に昇進していることを踏まえると、靖子の位階昇進の停止は天皇生母としての立場の否定に基づくものではない。^⑨靖子は文化八年（一八一二）に女房呪詛一件に関与したとして、禁裏御所の奥からの退出を一時的に命じられており、後宮秩序を乱した過去の事件が尾を引いていたため、光格がその昇進を憚る意向を示したと考えるのが適当ではないだろうか。また、【史料6】は天皇御璽が押印されて正式な位記として発給されているにもかかわらず、「太后有令」と女院の意向であることが袖書部分に明示されている点で特異な文書形式をとる。^⑩ここからは、靖子の昇進を否定していた光格の配慮に対して新清和院の意向と銘打つことで、自身の生母昇進を図ろうとする仁孝の思惑を窺える。さらに、靖子への従三位宣下が実現へ向かう中、幕府に対しても、靖子の待遇改善を求める動きがなされていたことが確認できる。当時武家伝奏を務めた徳大寺実堅の『徳大寺実堅公武御用日記』天保十三年十月二十四日条を次に示す。

【史料7】^⑪

一、殿下於雁間両役江内々被命、

（勸修寺靖子）
（史家伝奏）講究

雲遊院局 就厚 御由緒、從

（新清和院）

女院厚被 仰進候趣有之、関東江被

仰遣、八木二百俵可被

宛行候、尚又生涯屋敷地可被下、右普請料從御台所銀拾貫目被下事、是迄被下来之賜物同様之事、

【史料7】では、幕府へ勸修寺嫡子への米二百俵の宛行と生涯の屋敷地の保証が願ひ出されており、「女院厚被 仰進候趣有之」とここでも新清和院の意向に基づくことが強調されている。その後、翌天保十四年二月に嫡子は死去するが、同年には准后・女院号の追贈と外戚である勸修寺家への顕彰の動きが表面化する。武家伝奏日野資愛の『公武御用日記』天保十四年十月四日条を次に示す。

【史料8】¹²⁾

故三位局儀ニ付、女院（新清和院）より再三被仰進贈准后宣下、門号・院号之中、御沙汰茂可被為在、勸修寺故前大納言厚御由緒柄、且勤労も有之、贈内大臣宣下可被為在、右関東へ御内慮之事宜取計、十日所司代参上之節申聞、書取可相渡被命、

【史料8】からは、同年十月に勸修寺嫡子への准后・女院号の追贈と仁孝天皇の外祖父にあたる故勸修寺経逸（つねはや）への贈内大臣宣下について関東へ内慮伺いがなされ、これらの意向も新清和院の意向によるものと説明されていることがわかる。このように天保末期の生母・外戚の待遇改善は、いずれも新清和院の意思であることが何らかの形で明示された上で実現に向かっていることが特徴的である。他方でこうした新清和院の意思の取り扱いをめぐることは、朝廷上層部では疑義も生じていた。次に示すのは、当時右大弁を務めていた東坊城聡長の『東坊城聡長日記』天保十五年正月三十日条である。

【史料9】¹³⁾

三十日、丁酉、晴、從藏人（坊城俊忠）弁有来状、從殿下及返答申了、如左、

弥御安康恐賀候、格下御面倒相伺候、其迄女院記ヲ被称令旨候事有之候哉、一昨年故三位局（勅修寺嫡子）從三位 宣下位記袖書 太后有令、其旨甚厚、右之通大内記仰進候へ共、熟字二而も無之候、但右袖書文女院令旨事二候哉、右之外令旨ト被称候事有之候者承度候、尤於東宮后立令旨候被称候得共、女院宮支如何哉承度候、殿下御僉儀二付相伺候、乍御面倒御取調明日中御答承度候、仍早々如此候也、

（天保十卷）

正月卅日

俊克

（東坊城職長）
右大弁殿

予考廻、東宮三后皆称令旨見公式令、女院元被在后位令新称清和院、何異太后称令旨乎、当職之人拘泥先例如何々々、猶又見名目

鈔（東山左府実）照公作 令旨 奉宮四宮女院等仰 如此、今日俊克為藏人弁不見名目鈔哉、嗟呼可憐、

【史料9】は、藏人弁と女院御所別当を兼任していた坊城俊克から東坊城職長へ宛てられた書状と、それに対する東坊城の私見が記された部分である。ここからは、一昨年の勅修寺嫡子への從三位宣下位記の袖書には「太后」の意思による旨が記されていると大内記桑原為政が伝えてきたが、この袖書文は女院令旨という扱いでよいのか、この他に令旨と称する事例があるのか、関白の下での詮議を伺いたいとして、坊城俊克を通じて東坊城に対して諮問が行われたことがわかる。この問い合わせに対して、東坊城は東宮三后による令は公式令に確認できることから、令旨と称することに問題はないとの見解を示している。こうした伺いがなされた背景としては、嫡子への贈准后の手續きを準備するにあたり、從三位宣下が行われた時の位記が天皇御璽が押印されつつも、その内容としては女院の意思を示した令旨と認識できることが文書の起草にあたり問題になったことが想定され、その扱いや他の先例の有無が菅原一族であり関白とも近い東坊城へ確認されたものと思われる。

その後、東坊城は大内記桑原に対して、「故從三位藤原朝臣嫡子薨之後 女院再応令旨難被 默止之間、准后宮ヲ贈賜

へシ 勅書「宣命令仰」として、勸修寺嫡子の死去後に「女院再応令旨」を黙止することができなくなったため、贈准后の勅書と宣命が作成されることになったと、その経緯を伝えている。^⑭ 実際に勸修寺家文書に残る仁孝天皇宣命・勅書を確認してみると、前者には「太后乃令^手承^氏榮^階授^手給^加此^志」^⑮、後者には「依太后之令」との文言がそれぞれ確認できる。^⑮ 従三位宣下の位記に引き続き、贈位のために作成される天皇発給文書である宣命・勅書にも、新清和院の意思であることが明記されたのである。

他方で、同月の外戚勸修寺経逸への贈内大臣宣命には、女院の意思であることが窺える文言は確認できず、「天皇^我詔旨^此故正二位藤原朝臣^亦詔^此敕命^手聞食」と仁孝天皇の意思であることが明示されて発給されている。^⑯ 新清和院が「実母」とされていた以上、勸修寺家の外戚としての地位は依然として否定されているが、仁孝の意思という形式をとることで、十八世紀中葉以前になされていた外戚に対するものと同様の対応が外祖父への追贈という形で実現したのである。

以上のように、天保十一年（一八四二）の光格上皇の死を契機に、仁孝天皇による生母・外戚の待遇改善が進められた。その過程では、光格の存命時にはその意向により嫡子の昇進が停止されていた状況の中で、天皇発給文書に新清和院の意思である女院令旨としての性格が付置されることで、従三位宣下と贈准后が実現に向かう。ここでポイントとなるのは、新清和院の意向と銘打たなければ、仁孝が自らの生母待遇の改善を実現し得なかったということである。前章でみたように、宝暦期にも桃園天皇の生母である姉小路定子への准后宣下が構想され、摂政一条道香を中心に桃園「実母」である青綺門院への働きかけとその承認を得ることが模索されていたが実現しなかった。青綺門院は生母・外戚の地位を定めた桜町天皇の勅慮を遵守し、自らの意思でそれを超越しようとはしなかったのである。一方で、天保期には光格天皇の勅慮を新清和院の意思が超越する形で生母待遇の改善が実現している。ここに「実母」という共通項を持つ青綺門院と新清和院との相違が浮き彫りとなる。^⑰ すなわち、前帝の勅慮を超越する形で生母・外戚の待遇改善を果たした点に、青綺門院とは異なる新清和院の特殊性を認めることができるのである。

ここまでの検討からは、光格天皇在位期同様に仁孝天皇在位期においても、皇位継承や後宮秩序などの天皇家内の問題をめぐり新清和院が大きな影響力を有していたことがわかる。これには、後桃園天皇以前の血統を唯一伝える存在であり、光格以後の皇統との結節点であった新清和院の貴種性を持つ影響が大きかったと思われる。仁孝が桜町天皇の定めた生母・外戚の地位、さらに嫡子の昇進を停止した光格の意向を覆し、自身の生母待遇を向上させるために、新清和院の「令旨」という形式をとらざるを得なかったのは、安永期以来の皇統の正統性をめぐる桎梏が存在したということができよう。

こうした生母・外戚をめぐる問題は、天皇家の家の問題としての要素が大きく、本来ならば奥の世界に留まるはずの案件である。だが、叙位・追贈には朝廷の表の機構を介した手続きが必要であり、かつ屋敷地や米進上は幕府の合意を得る必要があるため、新清和院の意思であることは随所に顕現した。特に位記・勅書・宣命などの天皇発給文書が女院令旨と解された点は、朝廷上層部でその認識をめぐり議論になっていたように、新清和院の特殊な地位を再認識させる役割を果たしたものと思われる。

以上を踏まえ、天保末期の仁孝天皇の讓位表明の断念という事象を再考すると、「実母」に対する孝道意識の側面もさることながら、その直前の時期に、仁孝が自らの生母である勸修寺嫡子の待遇改善を「実母」である新清和院の意思を盾にする形で実現していたことの影響は大きかった。すなわち、生母と外戚の地位を否定され、前帝の正配である女院を「実母」に持つという共通点を有した桃園天皇と仁孝天皇が、後者のみ非公式な形とはいえ、生母・外戚の待遇改善を実現し得たのは、皇族かつ中宮から皇太后へ転任するなど、近世の他の女院にはみられない身位を有した新清和院の意向を用いることで、前帝の叡慮を超越することの正当性を確保できたためであったのだろう。だが、父母への「孝道」を説く天保期以降の時代風潮の中で、新清和院の意向という形をとることで自らの生母・外戚の待遇改善を実現した以上、讓位に伴い新清和院へ居所の移動を強いることは、「実母」への不孝と広く認識される危険性を内包しており、その可能性を危惧した関白を始めとする朝廷上層部の上申によって、讓位自体の表明が事実上押しとどめられてしまう事態に発展した。

天保末期に、在位中の天皇による讓位表明が構造上不可能となった現象は、かかる過程を経て顕現した。

第2節 仁孝天皇死去後の新清和院

仁孝天皇が讓位を表明し得ない状況は弘化期に入ってから続き、その最中、弘化三年（一八四六）正月に仁孝が急死するという事態が起きる。これを受けて、東宮統仁親王が孝明天皇として皇位を継承することになった。本章では、仁孝死去後の新清和院をめぐる動向をみていきたい。まず、新清和院の居住した女院御所の弘化期の状況を示す史料として、関白鷹司政通の『鷹司政通記草』に留められている覚書を次に示す。

【史料10】¹⁸⁾

女院御所追々被為及御老年、（新清和院）殊二近年御違例勝二被為在候処、表方祇候堂上御番迎も無之、尤非常御手当者有之義二候得共、惣躰御無人之御事御不安心二被 （清和院）思食、以旁何与坎今一段厚 （孝天皇）御孝道被立度、兼々先帝叡慮茂被為在候御様子二付、近習之内廿人斗祇候被附進 （孝天皇）後院侍之内三四人下北面被加度、右人、御賄其外等御用途出方之儀二付、先日以来先関白殿々再三御内談有之候由二候処、何分二茂御向御用途増二相成候而者自ラ御定高増二茂可相成事、殊右様之御例茂無之、以後御例格二も相成不容易義ニ可有之御答被申候趣、関白殿御尤ニ委細御承知被成候由、然ルニ猶茂被仰出候者実之御斟酌ニ思召候得共、（孝天皇）前文之通全 （孝天皇）御孝道之御儀、其上女院御所先年より御違例勝にて平常御平臥御同様之御事、猶又先年 （孝天皇）光格天皇御凶事又々此度之崩御二付而茂被為及御老年候上之義、弥以御心痛強御違例御快方二茂不被為在候、平常堂上御番等茂有之候得者自ラ御心慥二可被 （孝天皇）思召、左候ハ、少しハ （孝天皇）先帝叡慮御安心茂可被遊候、（新清和院）当今御若年二者被為在候得共、被聞食御手当被成進度、先帝思食之趣被為繼何与坎取斗候様二茂被 （孝天皇）思食候、右二付而者女院御所最早御古稀二候間も不被為在、何卒御安心被遊候様於関白殿茂如何様ニ茂相調候様被成上度、此度祇候等被附進候茂同御所御定高之内を以何れ共御取賄之積、夫とも自然御取賄御不足之節者

御孝道之詔ニ茂御座候二付、禁裏御所奥向より可被足進様ニ茂相成候得者相調可申哉、右等之趣を以尚又厚御勘考被成上候様宜申入関白殿被命候事、

【史料10】が記された経緯は判然としないが、武家伝奏もしくは議奏により関白へ作成・提出されたものと思われる。

ここからは、当時の女院御所をめぐる「表方祇候堂上御番」がおらず、「惣躰御無人」となっていることが問題視されていることが窺える。これは仁孝天皇の死を受けたことによる事象というよりも、ここ数年来同様の状況にあったと考えるのが妥当な理解であろう。これに対して、朝廷上層部は禁裏御所の近習二十名余りと後院（光格上皇の居住していた旧仙洞御所）の警衛にあたった侍衆を数名、女院御所の下北面に加える案を構想した（傍線部①）。また光格・仁孝と数年の内に相次いだ凶事により、新清和院は「以御心痛強御違例」の状態にあり、「平常堂上御番等」が常駐すれば「御心慥」となり「先帝叡慮」も安心するとして、女院御所の御定高は不足している状況にあったが、「御孝道」の実現のために禁裏奥財政から支出すべきとの案が提起されていたことがわかる（傍線部②③）。

先行研究とここまでの検討によると、新清和院は皇位継承や天皇家の奥向をめぐる朝廷内で無視できない影響力を有した存在であった。だがその一方で、同時期の新清和院をめぐることは、日常的に女院御所に祇候する番衆が不足しているという問題が生じていた。天皇家内の問題を処理する際に新清和院の意思が重視されていたことに比して、機構上の番衆をめぐる朝廷社会の対応がさほど厳格でなかった様相を窺うことができ興味深い。

新清和院は後桜町上皇の居住する仙洞御所へ高頻度の御幸を繰り返したことを所司代が問題視し、朝幕間で調停がなされた事例や、中宮御殿の御門改築をめぐる禁裏御所へ過度の要求を行い騒動となった事例など、文化期には朝廷内外で多少なりとも悪評が立っていたことが知られる。晩年に女院御所の御殿医を務めた藤木典葉権助が、「御容体御年来御痼癖ニ而御鬱症御差引被為 在候」と記すように、新清和院には年来痼癪・鬱の症状があったことがわかり、先に述べた様々

な問題を引き起こした背景には精神的な問題も影響していたのだろう。

こうした状況の中、仁孝天皇から皇位を継承したばかりの孝明天皇は、女院御所番衆をめぐる改革を打ち出すことで、新清和院に対する「御孝道」を維持しようとした。依然として天皇家内の論理において、新清和院の特殊な地位が揺らぐことはなかった。後桃園天皇以前の血統を有し、従来の皇統との連続性を担保する存在として、新清和院の地位は孝明天皇の時代になっても、依然として天皇家内で重要視される存在であったといえよう。

同年六月に新清和院は死去するため、実際の女院御所改革がどのようになされたのは明らかにしない。他方で新清和院の死去時にはその遺言履行をめぐる問題が生じた。この点は、泉涌寺廟所における陵墓石塔の宮建を論じた場匠平氏が既に言及しているが、ここでは当時の新清和院に関する孝明天皇・朝廷上層部の認識が窺える事例として取り上げたい。次に示すのは、武家伝奏徳大寺実堅の『徳大寺実堅武家伝奏記録』弘化三年六月二十四日条である。

【史料11】²³⁾

〔朱書卷〕
一今廿四日於宮中所司代江直達〕

（南書卷）

新清和院御事者	後桃園院女一宮殊二御一方之	皇胤格別之御儀	光格天皇兼々厚	叡慮被為在、御歳十六二而	皇后
宣下茂被相濟、	東福門院御例を被遂、諸事御入念之御取扱候間、此度之御塔何卒相成候儀二候者、御小振二而宜敷	御代々			
之形二御造立候様、且御石柵之儀者兼而	女院被	仰置候義茂有之由、既	東福門院御形茂候間被取建度との御儀二候、此段		
厚御勘弁有之候様宜敷及御示談旨関白殿被命候事、	（廣司院通）				

【史料11】では、泉涌寺廟所の石塔を東福門院と同等の形式で造営してほしいとする新清和院の遺言が、関白鷹司政通から武家伝奏徳大寺実堅を通じて所司代酒井忠義へ伝えられている。的場氏によると、所司代は朝廷側の要望を受け入れ、

石塔造立が進められたが、その後も新清和院付の女房衆から遺言の遵守を求めた請願が続けられていることから、実際の遺言には東福門院の形式を超えるような対応が要望されていたが、朝廷上層部が遺言を完全履行することはなかったという。^{②④}孝明天皇と朝廷上層部は、新清和院の石塔造立にあたり東福門院の格式を超越するような形式を求めることはしないものの、東福門院以下の形式をとることは回避しているともいえる。近世の朝幕関係を念頭に置くと、実際の遺言が東福門院の形式を超越する内容だったとしても、そのような申し入れを幕府へ行い得なかったのは自然な対応であり、的場氏の推論は妥当なものと思われる。

筆者がここで注目したいのは、東福門院と同格の石塔造営を願い出るにあたり、「後桃園院女一宮」として「皇胤格別之御儀」であることが強調されている点である。ここからは、遺言を幕府へ伝える上で、後桃園天皇以前の血統を今に伝える新清和院の貴種性を強調し、他の女院との差別化をはかった上で具体的な要請を行っている様子が見て取れる。また、女院御所女房衆の請願からは、当時の天皇家・朝廷内で新清和院が東福門院を越える格式を持つとの認識がある程度存在したことも窺える。前節でみたように、新清和院の意思は光格上皇の死後に、その叡慮を超越しうるものとして取り扱われており、天皇家の血統に起因する貴種性は、近世における女院の格式・序列をめぐる認識を考える上で重要な要素の一つであったと考えられる。この認識はあくまで朝廷内に留まるもので、幕府との関係の上で東福門院を超越する対応を求めることはこの段階では現実的ではない。だが、朝廷内の認識はかなり強固なものであったようで、東福門院と同様の宝篋印塔として造立された新清和院の石塔は、維新後に新清和院に仕えた薙髪女房衆の歎願を受けた明治天皇の意向を受けて、天皇の九重塔に近似した七重塔の形式を以て、東福門院の格式を超越する形で再造されたのである。^⑤

① 『思ひの儘の記』（『日本随筆大成 第一期 一三卷』吉川弘文館、一九九三年、初版一九二七年）。

② 『近世政治史と天皇』初出一九九八年）。

③ 藤田覚「天保期の朝廷と幕府―朝親行幸再興を中心に―」（前掲

一九九三年）。

- ④ この背景には、天保期に全国的に展開したとされる忠孝道德論などの思想動向も考慮する必要がある（辻本雅史『近世教育思想史の研究』思文閣出版、一九九〇年）。
- ⑤ 前掲拙稿「近世天皇家の葬制の変容と泉涌寺」二〇～二四頁。
- ⑥ 前掲石田「近世朝廷における意思決定の構造と展開」一四一～一四六頁。
- ⑦ 「八槐記」延享四年五月一日条（『桜町天皇実録』第二巻、ゆまに書房、二〇〇六年、二二五一頁）。
- ⑧ 「勤修寺嫡子位記」（勤修寺家文書一九三、G函一四九一七一号、京都大学総合博物館所蔵）。
- ⑨ 女房呪詛一件に関しては、前掲長坂「文化期の朝廷と幕府」一四一～一四四頁を参照。この事件では、光格天皇の典侍である葉室頼子・勤修寺嫡子の両名が京都町奉行所の吟味の対象となった。結果的に武家からの処分こそ免れたものの、朝廷上層部の判断によって、頼子は奥からの退出処分を受け、嫡子も里元勤修寺家で塾居とされ、文化九年（一八一二）十一月まで出仕を停止された。
- ⑩ 位記の一般的な古文書様式に関しては、相田次郎『日本の古文書下巻』岩波書店、一九五四年）を参照。なお、天皇御璽が押印された天皇発給文書の形式をとる一方、袖書文に女院令旨である旨が明記されている史料は、現時点では本稿で引用した勤修寺嫡子へ発給された一連の文書以外に確認できていない。この点に関しては、今後新出史料が発見される可能性を含めて後考を待ちたい。
- ⑪ 『徳大寺実堅公武御用日記』天保十三年十月二十四日条（東京大学史料編纂所所蔵写本）。
- ⑫ 『公武御用日記』一三、天保十四年十月四日条。
- ⑬ 『東坊城聡長日記』四一、天保十五年正月三十日条。
- ⑭ 『東坊城聡長日記』四二、天保十五年二月三日条。
- ⑮ 「仁孝天皇宣命」（勤修寺家文書二二五、Q函A二三四六六〇号）、「仁孝天皇勅書」（同Q函A二三四六六〇号）。
- ⑯ 「仁孝天皇宣命」（勤修寺家文書二二五、Q函A二三四六六〇号）。
- ⑰ 勤修寺嫡子の待遇改善をめぐる意向が、実際に新清和院から出されていたのかどうかは、史料上論証できず、仁孝天皇と朝廷上層部が天皇生母の待遇改善を進める過程で、建前としてその意向を利用していた可能性も十分考えられる。
- ⑱ 『鷹司政通記草』一六、弘化三年三月丁間文書（宮内庁書陵部所蔵）。本史料は弘化三年三月部分に挟み込まれていた丁間文書で、仁孝天皇死去後に作成されていることから（傍線部②）、同年二一～六月の間に関白に提出されたと思われる。
- ⑲ 女院御所の構造は、十七世紀の東福門院御所や十八世紀後半の女院御所財政など部分的にしか検討されておらず（前掲村「近世朝廷の制度化と幕府」、佐藤雄介「女院御所の財政運営」（前掲『近世の朝廷財政と江戸幕府』初出二〇一四年）、祇候する堂上公家の選定や各御所の財政との関係などは、現時点では不詳とせざるを得ない。
- ⑳ 前掲長坂「文化期の朝廷と幕府」一三八～一四一頁。
- ㉑ 『有庸卿記公武御用日記』一、文化七年八月二十七日条。
- ㉒ 『新清和院北面日次案』二八、弘化三年六月二十日条（宮内庁書陵部所蔵）。
- ㉓ 『徳大寺実堅武家伝奏記録』九四（二条往来）、弘化三年六月二十四日条（東京大学史料編纂所所蔵）。
- ㉔ 的場匠平「月輪陵域内所在陵墓石塔に見る近世天皇・皇族の墓制」（『書陵部紀要 陵墓篇』六九、二〇一七年）。
- ㉕ 『日並記』明治三年五月七日条（『泉涌寺文書』F1M6011、泉涌寺所蔵）、『明治天皇紀』第二、明治三年六月十八日条（吉川弘文館、一九六九年）。

おわりに

本稿の検討内容をまとめておく。仁孝天皇から次代への皇位継承は、文政期に新清和院所生の高貴宮、次いで仁孝正配の所生皇子の皇嗣冊立が構想されていたが、皇子の相次ぐ早世により実現できず、天保期に典侍正親町雅子所生の熙宮が皇嗣に冊立される。その後、天保末期に仁孝天皇は讓位の意向を示すが、讓位に伴う新清和院の居所の移動が、「実母」への不孝と認識されることを憂慮した朝廷上層部によって、讓位の意思が押し留められたことで実現には至らなかった。これは事実上、新清和院が死去するまで、仁孝の讓位が不可能となる特異な状況が生じたことを意味した。

近世における天皇と女院の母子関係は、延享期に桜町天皇の改革によって、正配以外の天皇生母とその外戚の地位が否定され、摂家出身の天皇正配とその里元が「実母」・外戚として扱われることになった。だが、この転換はその後の朝廷内で自明のものと認識されておらず、宝暦期に摂政一条道香は桃園天皇の生母である姉小路定子への准后宣下と外戚姉小路家への追贈の方針を打ち出す。その手続きとしては、桃園「実母」である青綺門院の承認を得ることが求められたが、桜町天皇の配慮に反することが再確認され、青綺門院自身も反対の姿勢をみせたため実現しなかった。こうして宝暦期の評議を以て天皇の母子関係は確立し、それが以後の天皇家における原則となる。

一方で、光格上皇死去後の天保末年に、仁孝天皇は自身の生母である勧修寺婧子の待遇改善を進めていく。光格の存命時には婧子の昇進自体が停止されていたが、天皇御璽が押印される位記・宣命に女院令旨であることを明記する形で一連の昇進・贈位は実現に向かう。仁孝は「実母」である新清和院の意向であることを強調することで光格の配慮を覆す正当性を確保し、表面的には正配以外の生母・外戚の地位が否定される従来のあるあり方を維持しつつ、自身の生母・外戚の待遇改善を実現させた。だが、父母への「孝道」を説く当該期の時代風潮の中で、表向きは「実母」とされる新清和院の意向を盾にすることで生母・外戚の待遇改善を実現した以上、讓位に伴い「実母」に居所の移動を強いることが不孝と認識さ

れることは避けられなかった。在位中の天皇による譲位表明が構造上不可能となった事象は、かかる過程を経て顕現した。このような新清和院への「孝道」意識は孝明天皇まで継承された。実際に新清和院と関係性を有さない孝明がこうした意識を持つ背景には、光格・仁孝・孝明の三代にわたる「閑院宮系」の天皇が、後桃園天皇以前の血統を唯一有する新清和院を結節点として皇統の連続性を担保しているという認識があったためであろう。また、新清和院が天皇家内で及ぼした影響は光格在位時から確認できるが、その意思が存命の光格の叡慮を超越する形で立ち現れた例は管見の限り確認できない。だが光格の死後、仁孝・孝明天皇は新清和院への孝道を重視し、新清和院は皇位継承や奥向をめぐる問題の中でクローズアップされるに至る。これは、光格の死を受けて、天皇家の最古参かつ最年長者である新清和院に家長としての性格が移行したとも捉えられる事象であるように思われる。^①

本稿の検討内容を女院論の文脈で整理すると、実際の所生・養子関係とは異なる「実母」としての地位を有した桃園天皇―青綺門院と仁孝天皇―新清和院とでは、生母・外戚の待遇改善が実現したか否かという点が大きな相違としてあげられる。青綺門院は桜町天皇の遺詔に忠実に行動し、それに基づく形で朝廷運営に関与していたことが指摘されている。^② よって、桜町の意向に背くこととなる生母・外戚の待遇改善を承認することを青綺門院が憚ったのは自然である。一方、天保末期の新清和院からは、勧修寺嫡子の昇進を停止させた光格上皇の生前の意向を遵守しようとする姿勢を窺うことはできない。これは桜町天皇と青綺門院、光格天皇と新清和院の関係にも関わる問題だが、光格は在位時より朝廷運営をめぐる新清和院の意向を配慮・尊重する姿勢をみせていた。^③ その背景として想定されるのは、やはり後桃園天皇以前の血統を有する最後の皇族である新清和院の血統の貴種性の側面が大きい。こうした観点に基づく新清和院の特殊性は、皇嗣との関係において同時代の他の女院・後宮女房らと厳然たる格差を設けようとする天皇家内の動向に顕著に反映されており、^④ それは寛政期の中宮立后、文政期の皇太后転任により二度后位を得るという例をみない身位に象徴されよう。仁孝天皇が宝暦期以来の生母・外戚待遇をめぐる原則を転換し得たのは、血統・身位の側面で天皇に匹敵する存在であった新清和院

の意向を盾にすることで、天皇叡慮を超越することの正当性を得ることができたためであった。また、新清和院自身が光格の生前の叡慮を覆すことを憚る姿勢をみせていないことから、貴種性に起因する新清和院の自己認識についてもある程度想定することができるのではなからうか。

これまでの近世女院研究では、將軍家を出自とする点で、新清和院とは別の特殊性を有した東福門院が取り上げられることが多く、十七世紀中葉には、後宮人事や掟書発出などの奥向統制を在京幕府役人と連携して行ったことが指摘されている。^⑤だが、十八世紀以降の天皇家が將軍家と縁戚関係を構築することはなく、摂関家から正配として入内した女院が「実母」として奥向の頂点に立つ体制が構築されることで外戚勢力の影響力も排除される。そのような中、光格天皇の即位を受けて、近世では唯一皇女身位で入内した新清和院も、基本的には宝暦期以来の制度的枠組みの中に「実母」として定置された。だが、十九世紀以降の新清和院は、貴種性に基づく特殊な地位を背景に皇位継承や奥向をめぐる天皇家内独自の問題に多大な影響を及ぼす存在となっており、その意思が最終的に天皇叡慮の超越を正当化しうるものとして顕現した点に、最大の特徴が認められることができる。

先行研究と本稿の成果を踏まえて、近世女院の位置づけを考えると、東福門院・新清和院の両名が、それぞれ將軍家・天皇家の出身であるという出自の側面を背景に、天皇家の奥向に特異な状況を生じさせていたことが再確認される。時代背景の相違や幕府の存在が前提にある東福門院との単純な比較検討は困難だが、第3章で検討した遺言履行の問題の中で、新清和院の格式が東福門院を超越しうるものとする認識が朝廷内でみえることは注目される。近世一般の朝幕関係が維持されていた段階で、朝廷上層部がそのような対応を幕府に要求することはなかったものの、この認識は、明治初年に泉涌寺の新清和院石塔が七重塔形式で再建されるという形に結実しており、近世後期―幕末期の女院認識を考える上で興味深い。

次いで、武家の奥向を対象とする研究史との架橋という点では、近世中期以降の大名家において、正室と側室との関係

をめぐり、世継を産んだ奥女中が正室の承認とその働きかけに応じる形をとることで身上がりすなわち身分上昇を果たし、家の中で新たな位置づけを与えられたと指摘されていることは注目される。^⑥ 本稿で検討した女院の動向を踏まえると、近世天皇の母子関係をめぐり天皇正配として入内した女院の果たした役割は、近世中期以降の家の奥向に普遍的なあり方として位置づけることができるのではないだろうか。本稿の検討では、天皇家の事例からその一端を提示したに過ぎないが、今後は天皇家に必ずしも限定されない親王家や公家などの朝廷社会における多様な家の奥向のあり方を踏まえて、研究蓄積の豊富な武家社会との比較検討を行う必要がある。^⑦ こうした公家・武家双方の奥向を視野に入れた分析視角は、日本近世の家の奥向構造を普遍的かつ同時代的な特質として議論していくことに結実するように思われる。

最後に、本稿の検討内容と近世の皇位継承をめぐる研究史との関係に付言しておく。仁孝天皇の讓位表明の断念（讓位・皇位継承の遅滞へ結実）という事象は、仁孝「実母」としての新清和院の地位に起因した当該期特有のものということが出来る。このことは、少なくとも仁孝天皇の場合は、近世後期の天皇の讓位時期の遅さの原因を「院政」を行うのが原則という意識はなくなっていた」という点に求めた従来の評価^⑧とは異なる観点からの説明を可能にする。また、光格・仁孝・孝明の三代天皇を皇統意識の側面で連続性を有する存在として捉える藤田氏の理解^⑨に対しては、皇位継承や奥向秩序などの天皇家内の問題が、新清和院の存在によって一定の規定を受けざるを得なかった光格・仁孝天皇と、即位後わずか数ヶ月後で新清和院が死去したことで、その存在に必ずしも自らの意向を左右されることのない孝明天皇とでは、皇統意識に一定の差異を認めることができるのではないだろうか。以上を踏まえると、孝明天皇は即位当初の若年期より、上皇・女院の不在下で朝廷運営に臨まなければならない状態に置かれていたことが再確認される。本稿の検討内容を念頭に、孝明天皇の朝廷運営ならびにその皇統意識についても再検討していく必要がある。この点は今後の課題としたい。

① 宝暦期には、青絳門院が朝廷運営上の意思決定に関与する事例が報告されているが、これは桃園天皇が幼少であったことが影響していた

（前掲渡邊「青絳門院と宝暦事件」）。一方、天保末期の朝廷には成人後の仁孝天皇がいるため、新清和院が朝廷運営やその意思決定自体へ

干渉する余地はなかった。だが、新清和院の特殊性は、皇位継承や奥向をめぐる問題でのみ、その意向が立ち現れる点に主たる特徴が認められることから、少なくとも天皇家内の問題に関しては、天皇の年齢にかかわらず、「実母」である女院の意思がある程度の影響を及ぼす余地があったといえるのではないだろうか。

② 前掲久保『近世の朝廷運営』、前掲渡邊「青緒門院と宝暦事件」。

③ 前掲長坂「文化期の朝廷と幕府」。

④ 文化期に世襲親王家の王子が門跡入室のために親王宣下を受けるべく天皇の養子とされる際には、後宮女房の典侍が養母とされており（『御系譜』『光格天皇実録』第五卷、二四七八・七九、二五一五・一六頁）、中宮欣子（新清和院）は東宮恵仁親王（仁孝天皇）の「実母」として、擬似的に設定される母子関係が皇嗣との間に限定されていた。さらに、第1章でも言及したように、天保期に皇嗣となった統仁親王

は、儲君とされる際に、仁孝天皇の正配である准后祺子（新朔平門院）の「養子」、但し「実子御同様」とされており、新清和院と仁孝天皇の間に設定された「実母」関係と若干の差別化が図られている。

⑤ 前掲石田「靈元天皇の奥と東福門院」。

⑥ 清水翔太郎「近世中期大名家における正室と側室——秋田藩佐竹家事例に——」（『歴史』一二二、二〇一四年）。

⑦ 本稿で検討したように、皇女身位であった新清和院をめぐることは、撰関家・親王家出自の女院と異なる動きがみられることは注目される。朝廷社会における家の奥向を考える上では、血統の貴種性という観点により注意を払う必要があることに留意したい。

⑧ 村和明「近世朝廷の制度化と変容」（前掲『近世の朝廷制度と朝幕関係』三一九頁）。

⑨ 前掲藤田『幕末の天皇』。

〔付記〕 本稿は、二〇二〇年九月十七日に近世史フォーラム九月例会で報告した内容を元にしており、JSPS 科研費特別研究員推奨費19J20379の助成を受けたものである。

（大阪大学大学院文学研究科博士後期課程）

The Status of Shinseiwain in the Imperial Court During
the Bunsei-Kōka Era, Focusing on the Relationship
with the Emperor Ninkō

by

SATO Kazuki

This paper examines the status of Shinseiwain 新清和院 (the legitimate consort of Retired Emperor Kōkaku 光格上皇) at the imperial court during the Bunsei-Kōka era from the perspective of the succession to the throne during that period and the issue of the mother-child relationship between Shinseiwain and Emperor Ninkō 仁孝天皇. Kajūji Tadako 勧修寺靖子, retired Emperor Kōkaku's concubine, was the birth mother of Emperor Ninkō, however she was officially denied the status of mother at the imperial court, and Shinseiwain was treated as his “real mother” (*jitsubo* 実母).

At the imperial court during the Bunsei era, Retired Emperor Kōkaku and Emperor Ninkō had initially decided the succession to the throne would either by Prince Atenomiya 高貴宮, the son of Shinseiwain, or to Prince Osanomiya 鐙宮, the son of Emperor Ninkō's legitimate consort. However, due to the successive early deaths of the princes, these plans were not realized. Later, in the Tenpō era, Prince Hironomiya 熙宮, the son of Ōgimachi Naoko 正親町雅子 (Emperor Ninkō's concubine), was appointed Crown Prince. Toward the end of the Tenpō era, Emperor Ninkō expressed his intention to abdicate to Hironomiya, but the fact that Emperor Ninkō's abdication would force Shinseiwain to move her residence was perceived by imperial court officials to be an act of filial disloyalty to his “real mother,” and the Emperor's abdication announcement was effectively suspended.

Emperor Ninkō had previously begun to promote his own mother, Kajūji Tadako, to a higher court rank. Since the mid-eighteenth century, an emperor's birth mother who had been a lady-in-waiting in the imperial palace was denied the status of imperial mother, and in addition, Tadako's promotion had been stymied during the lifetime of the Retired Emperor Kōkaku because of her involvement in the incident of a curse by ladies-in-waiting at the court during the Bunka era.

However, after the death of Retired Emperor Kōkaku, Emperor Ninkō was able to realize the promotion of Tadako to second grade of the third rank (*jusanmi* 從三位) and the conferral of the honorary rank equivalent to that of the three empresses (*jugō* 准后), as well as to award the post of Minister of the Interior (*Naidaijin* 内大臣) to his maternal grandfather Kajūji Tsunehaya 勸修寺経逸 through the display of official documents indicating that this was the intention of Shinseiwain.

One of the reasons why Emperor Ninkō's abdication was perceived as being unfilial toward his "real mother," Shinseiwain, and thus made the abdication itself impossible, was the result of his use of Shinseiwain's intent to overturn the principle behind the treatment of an emperor's birth mother and maternal relatives, which had been practiced since the Hōreki era, and his obtaining a higher official court rank for his own birth mother.

Shinseiwain was the only daughter of Emperor Gomomozono 後桃園天皇, and she was promoted from the empress (*chūgū* 中宮) to the empress dowager (*kōtaigō* 皇太后), an unprecedented promotion in the early modern era. Although Shinseiwain was unable to have her own son succeed to the throne, her lineage and rank gave her tremendous influence within the imperial family, especially within the inner palace (*okumuki* 奥向), which also influenced the delay in the abdication of Emperor Ninkō.

Ultimately, Emperor Ninkō died during the Kōka era while still on the throne and without being able to abdicate. It can be said that the delay in the abdication in the late stage of the early modern period was closely related to the succession to the throne and the problems within the emperor's family concerning his birth mother and his maternal relatives. In dealing with the problems of the succession to the throne in the first half of the nineteenth century, and the emperor's relationship with his mother and child, Shinseiwain had a status unlike other Nyoin (女院); as the nexus of the traditional imperial lineage in the early modern period, she was a person who could guarantee legitimacy and transcend the emperor's will.

Key Words; Shinseiwain 新清和院, Emperor Ninkō 仁孝天皇, imperial succession,
court lady-in waiting (*Kokyū Nyōbō* 後宮女房)